

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年5月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年5月25日から同年6月14日まで縦覧に供する。

平成22年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
まんのう町	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬谷池地区	まんのう町建設土地 改良課
”	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 八幡地区	”